

第3章 運営業務に関する要件

第1節 運営業務に関する基本的事項

1.1 運営管理体制

- (1) 運営事業者は、本事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者を配置すること。
- (2) 運営事業者は、運営開始から2年間、一般廃棄物を対象とした類似施設の現場総括責任者としての経験を有する者を現場総括責任者として配置し、原則として組合の承諾なしで変更しないこと。
- (3) 運営事業者は、本施設の運営管理体制を組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (4) 運営事業者は、運営管理体制を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。

1.2 運営計画書及び運営マニュアルの作成・改訂

- (1) 運営事業者は、試運転の結果などを踏まえ、長期運営計画書、年間運営計画書及び運営マニュアルを運営開始までに作成し、組合の承諾を受けること。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて、組合と協議の上、長期運営計画書、年間運営計画書及び運営マニュアルの更新を適宜行い、常に最新版を保管すること。更新の都度、最新版を組合に提出すること。
- (3) 長期運営計画書は、次に示す事項について記載するものとし、対象期間を約30年間として、それぞれ作成すること。
 - ① 運転計画
 - ② 副生成物有効利用計画
 - ③ 点検・検査計画
 - ④ 補修計画
 - ⑤ 更新計画
 - ⑥ 調達計画
 - ⑦ 維持管理計画
 - ⑧ その他必要な計画
- (4) 年間運営計画書は、次に示す事項について記載するものとし、年度毎に作成すること。
〈プラント設備に関する事項〉
 - ① 運転計画（操炉計画を含む。）
 - ② 副生成物有効利用計画
 - ③ 点検・検査計画
 - ④ 補修計画
 - ⑤ 更新計画

- ⑥ 調達計画
- ⑦ その他必要な計画

〈高効率ごみ発電施設全体に関する事項〉

- ① 労働安全衛生・作業環境管理計画
- ② 防災管理計画
- ③ 防火管理計画
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 環境保全計画
- ⑥ 清掃・除草及び除雪計画
- ⑦ 警備・防犯計画
- ⑧ その他必要な計画

(5) 運営マニュアルは、次に示す事項について作成すること。

- ① 搬入管理マニュアル
- ② 緊急対応マニュアル
- ③ 検査マニュアル
- ④ 施設見学対応マニュアル
- ⑤ その他必要なマニュアル

1.3 運営モニタリングの実施

1.3.1 運営段階

組合は、運営事業者による運営業務の状況が、運営業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために、運営業務のモニタリングを行う。運営事業者は、組合の運営モニタリングに対して、必要な協力を行うこと。

1.3.2 事業終了時

組合は、運営期間終了時に運営事業者による本施設の機能検査などの結果を踏まえて、次に示す項目について本施設が適切な状況にあることの確認を行う。運営事業者は、組合の運営モニタリングに対して、必要な協力を行うこと。

- (1) 本施設の機能状況の確認
- (2) 大規模補修を含む本施設の耐用度（運営期間終了後も継続して約10年間にわたり使用できる可能性）の確認
- (3) 事業継続に係る経済性評価（運営期間終了後も継続して約10年間にわたり使用するために必要な運営・維持管理費）の確認

1.4 事業期間終了時の取扱い

1.4.1 事業期間終了時の機能検査

運営事業者は、事業期間終了後も継続して約10年間にわたり使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を組合の立会の下に実施すること。なお、機能検査は、原則として事業期間終了の3年前から2年間の間で実施するものとし、詳細は組合と協議すること。また、当該検査により、本施設が

事業期間終了後も継続して約 10 年間にわたり使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認する。また、当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続して約 10 年間にわたり使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施すること。

- (1) プラント設備が当初の引渡し時に規定している表 2-4-1 に示す性能保証事項を満たしていること。
- (2) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。
- (3) 内外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。

1.4.2 事業期間終了後の運営方法の検討

- (1) 運営事業者は、事業期間終了の 3 年前から 2 年間を期限として事業期間終了後の本施設の運営方法について検討すること。
- (2) 組合が、新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力すること。
 - ① 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - ② 新たな運営事業者に対する本施設及び運転状況の説明
 - ③ 事業期間中の引継ぎ業務（最長 3 箇月）
 - ④ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (3) 運営事業者は、事業期間終了時には、本施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。また、予備品や消耗品などについては、原則として 6 箇月間程度使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。

1.5 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法など関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、運営業務に必要な管理者、組織などを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告し、組合の承諾を受けること。なお、体制を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (3) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器などを定期的に点検し、安全な作業環境が保てるようにしておくこと。
- (4) 運営事業者は、日常点検、定期点検などの実施において、労働安全衛生上問題がある場合は、組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (5) 運営事業者は、労働安全衛生法など関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施すること。
- (6) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (7) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- (8) 運営事業者は、本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を

常に良好に保つこと。

1.6 防災管理

- (1) 運営事業者は、本施設の防災管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、災害、機器の故障、停電などの緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるようにプラント設備などを安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (3) 運営事業者は、運営開始までに、緊急時における人身の安全確保、プラント設備などの安全停止と復旧などの手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を受けること。緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善し、組合の承諾を受けること。
- (4) 運営事業者は、台風、大雨などの警報発令時、火災、事故、従業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合などへの連絡体制を整備し、組合の承諾を受けること。なお、連絡体制を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (5) 運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練などを行うこと。
- (6) 運営事業者は、事故が発生した場合には、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録などを組合に報告すること。報告後、速やかに対応策などを記した事故報告書を作成し、組合に提出し、組合の承諾を受けること。

1.7 防火管理

- (1) 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防火管理体制について組合に報告すること。なお、防火管理体制を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合には、組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (4) 運営事業者は、防火管理の実施状況を記録し、報告書を毎月提出すること。

1.8 地元貢献

- (1) 運営事業者は、運営業務の実施に当たり、地元雇用に配慮すること。
- (2) 運営事業者は、工事や材料の調達、納品などが地元経済の活性化につながるよう配慮すること。

1.9 保険への加入

運営事業者は、本施設の運営に際して、労働災害保険、第三者損害賠償保険などの必要な保険に加入すること。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を受けること。

1.10 備品・什器・物品・用役の調達及び管理

- (1) 運営事業者は、長期運営計画書及び年間運営計画書に基づいて、経済性を考慮した備品・什器・物品（重機、車両を含む。）・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合に提出し、組合の承諾を受けること。ただし、管理棟に係るものは除く。
- (2) 運営事業者は、調達計画に基づいて、備品・什器・物品・用役の調達を行うこと。
- (3) 運営事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (4) 調達計画の作成期限、記載事項等の詳細については、組合と運営事業者の協議により決定するものとする。
- (5) 運営事業者は、調達計画に基づいて調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理するものとする。
- (6) 運営事業者は、事業期間終了時に備品・什器・物品・用役の財産処分について、組合と協議を行うこと。ただし、組合は、これらの買い取りを予定していない。

第2節 受入管理業務に関する要件

2.1 受付管理

- (1) 運営事業者は、計量棟において搬入ごみのごみ種別を確認し、計量、記録、管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、住民及び事業系可燃ごみ搬入者（以下「自己搬入者」という。）に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合には、受け入れないものとする。併せて、その旨を速やかに組合に報告すること。

2.2 計量データの管理

運営事業者は、処理対象物、溶融スラグ、飛灰処理物などの計量データを記録し、定期的に組合へ報告すること。ただし、計量データの種類、様式等については、別途組合が指示するものとする。

2.3 案内及び指示

運営事業者は、主として自己搬入車両に対し、本施設内でのルートとごみの投入場所について、案内及び指示と安全上の注意を行うこと。

2.4 ごみ処理手数料の徴収

- (1) 運営事業者は、自己搬入者からのごみ処理手数料を組合が定める方法で徴収すること。なお、ごみ処理手数料は、原則として現金徴収とする。
- (2) 徴収した料金については、その金額を組合に報告した上で、組合が指定する金融機関へ払い込むこと。

2.5 受付

ごみ搬入日及び時間は、次の通り（予定）とする。なお、年末年始の扱いについては組合が指示する。

収集ごみ ：毎週 月曜日～土曜日（祝日を含む。）、8時30分～17時
自己搬入ごみ：毎週 月曜日～土曜日（祝日を含む。）、8時30分～17時

2.6 搬入管理

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、工場棟のプラットホーム内及びその周辺に必要に応じて誘導員を配置するなどして、搬入車両の適切な誘導、指示を行うこと。
- (2) 運営事業者は、自己搬入者の荷降ろし時に適切な監視、指示を行うこと。
- (3) 運営事業者は、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、適切な指導を

行うこと。

- (4) 運営事業者は、計量棟やプラットホームでの監視で確認された処理不適物等については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。
- (5) 運営事業者は、上記の選別後に処理不適物等が残った場合、本施設の運転に支障がないように取り除き、処理不適物等をプラットホーム内の一時貯留ヤードへ貯留すること。

2.7 副生成物等の計量・管理・報告

- (1) 運営事業者は、本施設より搬出される溶融スラグ、金属類（鉄、アルミ、メタル）、焼却灰等（焼却灰、飛灰）、処理不適物などの計量、管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、これらの売却・処分先、処分方法及び売却・処分量などを組合へ報告すること。

第3節 運転管理業務に関する要件

3.1 適正処理、適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止条件などを遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設より回収される飛灰処理物などが関係法令、公害防止条件などを満たすように適正に処理すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件などを満たしていることを第三者機関で行う検査によって確認すること。

3.2 法定有資格者の配置

運営事業者は、自らの責任において円滑に業務ができるように、次に示す法定有資格者など本施設の運営に必要な資格を有する者を配置し、必要な届出などの手続きを行うこと。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
- (2) 電気主任技術者
- (3) ボイラー・タービン主任技術者
- (4) クレーン・デリック運転士
- (5) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- (6) 酸素欠乏危険作業主任技術者
- (7) エネルギー管理員
- (8) その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者

3.3 発電設備の運転

- (1) 運営事業者は、プラント設備により発生する余熱を利用して発電を行うこと。
- (2) 運営事業者は、事業期間を通じ、電気事業者等と本施設に係る契約を締結し、運営事業者が当該契約に係る費用を負担すること。
- (3) 組合は、プラント設備により発生する余剰電力の権利を運営事業者に譲渡する。
ただし、ここでいう余剰電力とは発電電力から施設内利用電力を除いたものとする。
- (4) 運営事業者は、プラント設備により発生する余剰電力を第三者に対して販売することができる。運営事業者は、余剰電力の販売先及び販売量について毎年、組合に報告すること。なお、余剰電力の販売先は、運営事業者の裁量によるものとする。

3.4 副生成物等の取扱い

3.4.1 焼却灰及び飛灰処理物（ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合）

- (1) 運営事業者は、運営開始までに焼却灰の有効利用計画書を作成し、組合の承諾を受けること。
- (2) 運営事業者は、焼却灰の全量を自らの責任（費用負担を含む。）で有効利用するために、焼却灰の積載、運搬、有効利用先の選定を行うこと。

- (3) 運営事業者が選定した有効利用先のセメント資源化企業は、焼却灰の全量を有効利用すること。
- (4) 運営事業者は、有効利用できなかった飛灰処理物を組合が指定する最終処分場へ運搬すること。なお、その後の最終処分は、組合の負担とする。
- (5) 有効利用する焼却灰が、民間事業者が提案した放射性物質濃度に係る自主管理目標（有効利用先受入基準値等）を上回った場合の取り扱いについては、組合が責任をもって処分するが、詳細については協議のうえ決定する。

3.4.2 溶融スラグ、溶融不適物及び溶融飛灰処理物（流動床式ガス化溶融方式、シャフト炉式ガス化溶融方式の場合）

- (1) 運営事業者は、運営開始までに溶融スラグ有効活用計画書を作成し、組合の承諾を受けること。
- (2) 運営事業者は、溶融スラグの全量を自らの責任（費用負担を含む。）で有効利用するために、溶融スラグの積載、運搬、有効利用先の選定を行うこと。
- (3) 運営事業者は、有効利用できなかった溶融不適物及び溶融飛灰処理物を組合が指定する最終処分場へ運搬すること。なお、その後の最終処分は、組合の負担とする。
- (4) 有効利用する溶融スラグが、民間事業者が提案した放射性物質濃度に係る自主管理目標（有効利用先受入基準値等）を上回った場合の取り扱いについては、組合が責任をもって処分するが、詳細については協議のうえ決定する。

3.4.3 金属類（鉄、アルミ、メタル）

- (1) 運営事業者は、運営開始までに金属類有効活用計画書を作成し、組合の承諾を受けること。
- (2) 運営事業者は、金属類の全量を自らの責任（費用負担を含む。）で有効利用するために、金属類の積載、運搬、有効利用先の選定を行うこと。
- (3) 鉄、アルミ、メタル以外の有価金属類が回収可能な場合は、これらと同等の取扱いとする。
- (4) 有効利用する金属類が、民間事業者が提案した放射性物質濃度に係る自主管理目標（有効利用先受入基準値等）を上回った場合の取り扱いについては、組合が責任をもって処分するが、詳細については協議のうえ決定する。

3.4.4 処理不適物

- (1) 運営事業者は、処理対象物に混入した処理不適物を本施設内の一時貯留ヤードに適宜貯留を行うこと。
- (2) 本施設内一時貯留ヤードから最終処分場までの運搬及び最終処分は、組合の負担とする。

3.5 地下水の揚水、処理

運営事業者は、本施設で使用する地下水の揚水を行い、プラント用水として本施設で使用するために必要な処理を行うこと。

第4節 維持管理業務に関する要件

4.1 機器履歴台帳の管理

- (1) 運営事業者は、建設事業者が作成した本施設、管理棟などの設備、機器に係る機器履歴台帳を管理すること。
- (2) 運営事業者は、点検、検査、補修、更新の結果に基づき、機器履歴台帳及び機器台帳を改訂し、改訂した機器履歴台帳及び機器台帳を組合に提出すること。

4.2 本施設の点検・検査

4.2.1 点検・検査実施計画書の作成

- (1) 点検・検査実施計画書には、日常点検、定期点検、法定点検、検査（表 3-4-1 法定点検項目（参考））、自主検査などの内容について、機器の項目、頻度などを記載すること。
- (2) 運営事業者は、年間運営計画書の点検・検査計画に基づき、点検・検査の実施前までに詳細な点検・検査実施計画書を作成し、組合の承諾を受けること。
- (3) 運営事業者は、全ての点検・検査について、安全性及び運転の効率性を考慮し計画すること。

表 3-4-1 法定点検項目（参考）（1/2）

設備名	法律名	備 考
一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第4条の5 機能検査 施行規則第5条 精密機能検査	1年に1回以上 3年に1回以上
ボイラ	電気事業法 第42条 保安規定 第55条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法 第42条 保安規定 第55条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第34条 荷重試験等 第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1箇月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 第12条	1年に1回以上 1箇月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上 1年に1回以上

表 3-4-1 法定点検項目（参考）（2/2）

設備名	法律名	備 考
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 箇月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラ及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則 第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量機	計量法 第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法 施行規則第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法 第 14 条の 3	1 年に 1 回以上
消防用設備	消防法 施行規則第 31 条の 6 点検の内容及び 方法	外観点検 3 箇月に 1 回以上 機能点検 6 箇月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要項目	関係法令による	関係法令の規定による

4.2.2 点検・検査の実施

- （1）運営事業者は、点検・検査実施計画書に基づき、点検・検査を行うこと。
- （2）運営事業者は、日常点検で異常を発見した場合や故障を発見した場合などは、臨時点検を実施すること。

4.2.3 精密機能検査

- （1）運営事業者は、本施設の設備、機器について、3 年に 1 回以上、機能状況、耐用の度合いなどについて、第三者機関による精密機能検査を受けること。精密機能検査の費用は運営事業者の負担とする。
- （2）運営事業者は、第三者機関が作成した精密機能検査報告書を組合に提出すること。
- （3）運営事業者は、精密機能検査の履歴を事業期間中にわたり電子データとして保存するとともに、事業期間終了後に組合に提出すること。

4.3 本施設の補修

4.3.1 補修実施計画書の作成

- （1）事業期間を通じた補修計画書の作成に当たっては、処理対象物の搬入量に係る月変動を十分考慮すること。
- （2）運営事業者は、年間運営計画書の補修計画に基づき、設備、機器の耐久度と消耗状況を把握し、補修の実施前までに詳細な補修実施計画書を作成し、組合の承諾を受けること。

4.3.2 補修の実施

- (1) 運営事業者は、補修実施計画書に基づき、プラント設備の性能を維持するために補修を行うこと。なお、組合は、必要に応じて当該補修の結果を確認し、年間運営計画書及び運営マニュアルを改訂するように運営事業者を求めることができる。
- (2) 運営事業者は、補修の作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを組合に報告するとともに、補修結果報告書を作成し、組合に提出すること。

4.4 本施設の更新

4.4.1 更新実施計画書の作成

運営事業者は、年間運営計画書の更新計画に基づき、更新の実施前までに詳細な更新実施計画書を作成し、組合の承諾を受けること。

4.4.2 更新の実施

- (1) 運営事業者は、更新実施計画書に基づき、プラント設備の性能を維持するために機器の更新を行うこと。組合は、当該機器更新の施工検査を実施し、必要に応じて更新計画書を含む年間運営計画書及び運営マニュアルを改訂するように運営事業者を求めることができる。
- (2) 運営事業者は、機器の更新作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを組合に報告するとともに、更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

4.5 建築物等の維持管理

- (1) 運営事業者は、建築物等の保守管理（植栽、事業用地内の駐車場、雨水調整池を含む。）について、次に示すとおり行うものとし、その詳細を維持管理計画書に定めること。
 - ①安全性及び防災性を確保し、災害発生を未然に防止する。
 - ②突発的な事故などを未然に防ぎ、経済的損失を抑制する。
 - ③建築物等の資産価値の維持を図る。
 - ④美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献する。
- (2) 運営事業者は、対象となる建築物等の照明、採光設備、給排水衛生設備、空調設備などの点検、検査を定期的に行い、適切な補修、更新などを行うこと。特に見学場所については、遺漏の無いよう点検、検査、補修、更新などを行うこと。
- (3) 運営事業者は、維持管理作業が終了したときは、必要な検査などを行い、作業が完了したことを組合に報告するとともに、維持管理結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (4) 組合は、必要に応じて当該維持管理作業の結果を確認し、維持管理計画書を含む年間運営計画書及び運営マニュアルを改訂するように運営事業者を求めることができる。

第5節 環境管理業務に関する要件

運営事業者は、環境保全計画書に基づいて、適切に事業期間中の計測管理を行うこと。排ガス及び副生成物の基準値を逸脱した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。なお、事業期間中の計測管理及び基準値を逸脱した場合の対応に要する一切の費用は、すべて運営事業者の負担とする。

5.1 事業期間中の計測管理

5.1.1 計測項目及び計測頻度

- (1) 運営事業者は、本施設の運営に当たって、表 3-5-1 に示した計測項目及び計測頻度に基づいて計測管理を実施すること。ただし、運営事業者が表 3-5-1 に示した内容より更に詳細な計測を行うことも可能とする。
- (2) 組合と運営事業者が合意した場合には、表 3-5-1 に示した計測項目及び計測頻度を適宜、変更できるものとする。
- (3) 表 3-5-1 に示した計測項目のうち、計測頻度が都度及び連続でないものについては、第三者機関による測定を実施すること。

表 3-5-1 事業期間中の計測内容 (1/2)

区 分		計測地点	計測項目	計測頻度
ごみ処理	ごみ質	受入設備	構成市町毎の種類別組成	2 回/年
			種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量	1 回/月
			塩基度、元素組成、化学組成（重金属類等）	1 回/年
	受入量		日受入量	都度
	処理量	燃焼・溶融設備	日処理量	都度
			溶融温度、燃焼ガス温度	都度
	温 度	排ガス処理設備	集じん装置入口ガス温度	都度

注)「都度」とは、搬入又は搬入等が断続的に実施される場合に、その度に計測を実施することを示す。ただし、ごみの「処理量」の計測にあつては、投入量の計測の一部を実績に基づいた十分信頼のおける推定値で代替することも可とする。

表 3-5-1 事業期間中の計測内容 (2/2)

区 分		計測地点	計測項目	計測頻度
副生成物	溶 融 スラグ	溶融スラグ 貯留設備	日発生量	都度
			溶出試験	1 回/月
			含有量試験	1 回/月
			品質試験	1 回/3 箇月
			ダイオキシン類含有量	1 回/年
			放射性物質濃度	1 回/年
	金属類	鉄、アルミ及び メタル貯留設備	日発生量	都度
			放射性物質濃度	1 回/年
	溶 融 不適物	溶融不適物 貯留設備	放射性物質濃度	1 回/年
	飛 灰 処理物	飛灰処理設備	日発生量（飛灰及び処理物）	都度
			溶出試験	2 回/年
			ダイオキシン類含有量	1 回/年
			放射性物質濃度	1 回/年
	焼却灰	焼却灰貯留設備	日発生量	都度
			熱しゃく減量測定	1 回/月
			放射性物質濃度	1 回/年
環 境	排ガス	煙 突	流量	連続
			酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続
			ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	1 回/2 箇月
			ダイオキシン類	1 回/年
			放射性物質濃度	1 回/年
	騒 音	敷地境界		1 回/年
	振 動	敷地境界		1 回/年
	悪 臭	敷地境界	特定悪臭物質、臭気強度	1 回/年

注)「都度」とは、搬入又は搬入等が断続的に実施される場合に、その度に計測を実施することを示す。ただし、ごみの「処理量」の計測にあつては、投入量の計測の一部を実績に基づいた十分信頼のおける推定値で代替することも可とする。

5. 1. 2 計測データの記録及び情報公開

- (1) 運営事業者は、各種の計測データを記録・保存し、組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第6項に基づき、組合と協議の上、維持管理の状況に関する計測データを環境モニタリング装置及びホームページ上などに情報公開すること。

5.2 排ガスの基準値を逸脱した場合の対応

5.2.1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面で要求性能を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類とする。

(3) 基準値及び判定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 3-5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 3-5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]		1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]			50	
	塩化水素 [ppm]			50	
	窒素酸化物 [ppm]			150	
	一酸化炭素 [ppm]		瞬時値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.05	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

5.2.2 要監視基準値を逸脱した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を逸脱した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

(1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明

(2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）

- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 作業完了後の運転の再開
- (6) 運転データの確認（組合による確認）
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

5.2.3 停止基準値を逸脱した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を逸脱した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（組合による確認）
- (7) 本施設の使用再開

5.3 副生成物の基準値を逸脱した場合の対応

5.3.1 再処理の対象範囲

定期的な計測の結果、副生成物の基準値を逸脱した場合、前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された副生成物を再処理の対象とする。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されているものも再処理の対象に含まれるものとする。

5.3.2 復旧の作業手順

運営事業者は、副生成物の基準値を逸脱した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 基準値を逸脱した原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承認）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 作業完了後の運転の再開
- (6) 運転データの確認（組合による確認）
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

第6節 情報管理業務に関する要件

運営事業者は、情報管理業務として、次に示す運転管理報告書、点検・検査報告書、補修結果報告書、更新結果報告書、環境管理報告書、作業環境管理報告書等（以下「運営報告書」という。）を作成し、適切に管理すること。なお、組合に運営報告書を毎月提出すること。

6.1 運営報告書の作成

- (1) 運営報告書の詳細については、組合と協議の上、決定すること
- (2) 運営報告書に記載するデータについては、法令等で定める期間又は組合との協議による期間保管し、管理すること。

6.1.1 運転管理報告書の作成

運営事業者は、構成市町別の廃棄物搬入量、処理不適物等排出量、副生成物排出量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理報告書を作成し、組合に提出すること。ただし、ストーカ炉＋セメント資源化方式を採用する場合には、セメント資源化企業が焼却灰の有効利用に関する月別の実績報告書を組合に提出すること。

6.1.2 点検・検査報告書の作成

運営事業者は、本施設の点検・検査報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.3 補修結果報告書の作成

運営事業者は、本施設の補修結果報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.4 更新結果報告書の作成

運営事業者は、本施設の更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.5 環境管理報告書の作成

運営事業者は、年間運営計画書の環境保全計画に基づき環境計測を行い、環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.6 作業環境管理報告書の作成

運営事業者は、労働安全衛生・作業環境管理計画書に基づき作業環境の計測を行い、作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.7 その他管理記録報告

運営事業者は、組合が要望するその他の管理記録報告書を作成し、組合に提出すること。

6.2 本施設の情報管理報告

- (1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を事業期間中、適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更すること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については、組合と協議の上、決定すること。

第7節 その他関連業務に関する要件

運営事業者は、その他関連業務として、次に示す施設見学者・地域住民への対応支援、清掃・除草及び除雪、警備及び防犯を適切に行うこと。

7.1 施設見学者・地域住民への対応支援

7.1.1 施設見学者への対応支援

- (1) 施設見学者の受付及び説明は、原則として組合が行うものとする。運営事業者は、組合と連携して受付及び説明等の支援を行うこと。
- (2) 運営事業者は、組合と協議のうえ、施設見学対応マニュアルを作成すること。

7.1.2 地域住民への対応支援

- (1) 組合は、施設運営に関するデータ等を公開し、開かれた施設運営に努める。その際、運営事業者は、組合に協力すること。
- (2) 運営事業者は、事業用地及びその周辺で組合及び関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること（組合が要請する地元説明会等への出席、資料の作成等）。

7.1.3 環境学習への対応支援

組合は、地域住民等に対する環境学習会を実施する予定であり（年2回程度）、その際、運営事業者は、組合に協力すること（組合が要請する環境学習会への出席、資料の作成等）。なお、環境学習のテーマは組合と協議のうえ決定する。

7.2 清掃・除草及び除雪

- (1) 運営事業者は、年間運営計画書の清掃・除草及び除雪計画に基づいた日常清掃と定期清掃により常に清潔な状態に保つこと。特に、見学者等の第三者が立入る場所は常に清潔な環境を維持すること。
- (2) 運営事業者は、年4回以上の除草を実施して常に清潔な状態に保つこと。
- (3) 運営事業者は、雨水排水路及び集水枡の堆積物を定期的に除去し清掃すること。
- (4) 運営事業者は、搬入出車両の運転等に支障をきたさないように、事業用地内の除雪を適切に行うこと。
- (5) 運営事業者は清掃・除草及び除雪の実施状況を記録し報告書を毎月提出すること。

7.3 警備及び防犯

- (1) 運営事業者は、本施設の財産を保全し、利用者の安全を守るために適切な警備及び防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した警備及び防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合には、組合に報告し、組合の承諾を受けること。
- (3) 運営事業者は、警備及び防犯の実施状況を記録し、報告書を毎月提出すること。